

室蘭市土地建物安全安心改修資金融資制度のご案内

1. 目的

本融資制度は、土地及び建物の改修資金の融資を行うことにより、市民の居住環境の向上に資するとともに、安全安心のまちづくりに寄与することを目的としたものです。

2. 制度内容

項目	内容
1 対象土地	室蘭市内に存する宅地（ただし、下記の対象建物以外の建築物が現存する宅地を除く）
2 対象建物	① 専用住宅（長屋を含む） ② 併用住宅（居住の用に供する部分の面積が床面積の合計の2分の1を超えるものに限る。） ③ 共同住宅 ④ ①～③に附属する別棟の建物（車庫、物置 等）
3 対象工事	① 崩壊等により自己又は他者に被害を及ぼすことを防止するために実施する工事 例）危険擁壁の改修、屋根・外壁等の飛散・剥落防止工事、雪害防除工事 外 ② 関係法令等に基づく行政指導、命令等を遵守するために実施する工事 例）市からの適正維持保全指導等を受けて実施する工事 外 ③ 自然災害により被災した土地又は建物を復旧するために実施する工事。 ④ ①～③のほか、本融資制度の目的に合致するものと市長が認める工事。
4 対象者	工事を行う土地又は建物の「①所有者」及び「②占有者その他の当該土地建物を管理すべき者」で、次のア～オを満たす者。（法人は除く） ア. 満20歳以上であること。 イ. 市税を完納していること。 ウ. 償還能力を有していること。 エ. 取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることが可能なこと。 オ. 融資を受けようとする取扱金融機関の営業区域内に住所を有していること。
5 融資対象経費	① 対象工事に要する費用 ② 取扱金融機関による融資の手続等に要する費用 ※当該工事に対する公的な助成金等を受けている場合は、当該助成額を控除して得た額。
6 融資限度額	300万円
7 償還期間	5年以内又は10年以内
8 償還方法	① 毎月の元利均等払い ② 毎月の元金均等払い ③ ①～②の支払い方法に特定の月の元利金等払い又は元金均等払いを併用する方法
9 融資利率	建築指導課のホームページにてご確認ください。（4月1日、10月1日の年2回改定）
10 取扱金融機関	① 室蘭信用金庫（本店・市内各支店・鷺別支店） ② 榊北海道銀行（市内各支店） ③ 榊北洋銀行（市内各支店・登別支店） ④ 伊達信用金庫（市内各支店・わしべつ支店）
11 施工業者	室蘭市内に事業所を有する事業者。
12 融資の制限	次の①～⑤に該当する場合は、本制度に基づく融資を受けることができません。 ① 建築基準法に違反する建築物である場合。（違反の是正を同時に行う場合を除く） ② ①に該当する建築物が存する土地である場合。（違反の是正を同時に行う場合を除く） ③ 法令違反行為により造成された土地である場合。（違反の是正を同時に行う場合を除く） ④ 融資を受けようとする者に市税の滞納がある場合。 ⑤ ①～④のほか、融資のあっせんをすることが不相当であると市長が認める場合。
13 注意事項等	○ 本制度は市からの直接融資制度ではありません。（最終的な融資・返済先は取扱金融機関になります） ○ 担保・連帯保証人は原則不要ですが、保証機関の保証料が別途必要になります。 ○ 室蘭市の規則のほか、取扱金融機関の規定が別途適用される場合があります。 ○ 申請書等への虚偽記載が発覚した場合は、あっせん決定を取り消す場合があります。

3. 融資までに必要な手続き

融資までには、下記「1」～「6」の手続きが必要になります。

※手続きの流れについては、「室蘭市土地建物安全安心改修資金融資の流れ」を合わせて、ご参照下さい。

手続き	提出先	内容
1 事前相談	建築指導課	○融資制度の活用に係る市への事前相談。 ※制度への適合性が確認できた場合、「仮審査申込書」を交付します。
2 仮審査申込	取扱金融機関	○市への「融資あっせん申請」に先立つ、「償還能力」の仮審査の申込。 ※仮審査実施後、金融機関より「仮審査結果通知書」が交付されます。
3 融資あっせん申請	建築指導課	○市への融資あっせん申請。 ※仮審査の結果が、「融資不可」の場合は「あっせん申請」できません。 ※制度への適合性が確認できた場合、「融資あっせん決定通知書」を交付します。
4 融資申込	取扱金融機関	○金融機関への融資の申込。 ※市からの「融資あっせん決定通知書」を添えて申し込みをします。 ※融資決定通知の日まで、着工はできません。
5 工事完了届	建築指導課	○本制度融資に係る工事が完了したことの報告。 ※「工事完了届」受理後、市による現地検査を実施します。 ※現地検査後、取扱金融機関宛に「工事完了通知」を送付します。
6 金銭消費貸借契約	取扱金融機関	○取扱金融機関との融資契約を締結します。

4. 必要書類

各手続きに必要な書類は、下表のとおりとなっています。

手続き	必要書類	入手先
1 事前相談	0 事前相談申込書（様式第1号） ※事前にご記入の上、建築指導課窓口にお持ち下さい。	建築指導課HP
2 仮審査申込	0 仮審査申込書（様式第2号）（※市長の押印があるものに限る。）	建築指導課
	1 本人確認資料（運転免許証、健康保険証 等）	-
	2 取扱金融機関の通帳・届出印 ※このほかに必要な書類は、融資を希望する取扱金融機関にご確認ください。	-
3 融資あっせん申請	0 融資あっせん申請書（様式第4号）	建築指導課HP
	1 仮審査結果通知書（様式第3-1号）	取扱金融機関
	2 住民票または同意書（様式第13号）（融資を受けようとする方のもの）	戸籍住民課
	3 工事見積書（見積業者の印のあるもの）	施工予定業者
	4 対象土地等に係る固定資産税納税証明書	市税課
	5 滞納無証明書または同意書（様式第13号）（前年度の道市民税）	市税課
	6 不動産登記事項証明書	法務局
	7 工事同意書（様式第5号）	所有者
	8 施工計画書（工事の内容が確認できる図面、写真等）	施工予定業者
	9 本人確認資料（運転免許証、健康保険証 等）	-
	10 所有者との関係確認資料（戸籍謄本 等）	戸籍住民課
11 施工業者の所在地確認資料（市内業者であることを確認できる資料） ※このほかに、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。	施工予定業者 -	
4 融資申込	「仮審査結果通知書」の交付を受けた取扱金融機関にご確認ください。	-
5 工事完了届	0 工事完了届（様式第8号）	建築指導課HP
	1 工事完了写真	-
6 金銭消費貸借契約	「融資決定通知」の交付を受けた取扱金融機関にご確認ください。	-

※各様式については、建築指導課ホームページ（<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org7400.html>）より取得できます。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

《お問合せ先》

室蘭市都市建設部建築指導課（〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 室蘭市役所本庁舎1階）

TEL: ①宅地改修に係るご相談→0143-25-2667、②建物改修に係るご相談→0143-25-2664

E-mail: kenchiku-soudan@city.muroran.lg.jp